

あなたの納付すべき国民健康保険料が未納となっております。

支払期限までに納付してください。

支払期限を経過しても納付がない場合には、法律に基づき、財産調査のうえ滞納処分(差押え等)を行う場合があります。

【ご注意】

- 既に納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。
- 口座振替ご利用中の世帯で、口座振替日に督促対象月の金額を引落し予定の世帯については、二重納付にならないように、この納付書では納付しないで下さい。
- 勤務先などで他の健康保険に入った時は、国民健康保険をやめる手続きを自分で行ってください。(豊島区・勤務先からは自動で手続きされません。)
- 督促状は、口座振替中の世帯、分割納付中の世帯、生活保護受給中の世帯にも送付しています。
- 災害その他納付ができない特別の事情がある場合は、お早めにご相談ください。特別の事情がないにもかかわらず、保険料を引き続き滞納した場合は、特別療養費の支給対象となる場合があります。
- 令和8年度6月賦課分より延滞金が発生します。延滞金は国民健康保険料納付後に別途請求いたします。

◎お手元の督促状と照らし合わせてご確認ください。

The image shows three forms used for health insurance payments. The first is a 'Paid Notice' (納入済通知書) with fields for payer name, account number, and amount. The second is the 'Annual Premium' (年度国民健康保険料) form, which includes fields for fiscal year, premium amount, and late payment. The third is a 'Demand Note and Receipt' (督促状兼領収証書) which serves as both a demand for payment and a receipt, with fields for recipient name, fiscal year, and amount. Each form has numbered callouts (1-13) corresponding to the legend below.

こちらにバーコードの印字がない場合は、豊島区役所公金窓口や特別区指定金融機関等で納付してください。詳しくは裏面の納付方法を確認してください。

①	国民健康保険料納入済通知書	⑧	対象年度
②	納付合計金額	⑨	記号番号
③	賦課年度	⑩	保険料
④	期別	⑪	延滞金
⑤	通知書番号	⑫	納期限
⑥	支払期限	⑬	督促状兼領収証書
⑦	納付義務者		

あなたの納付すべき国民健康保険料が、納期限までに納付されず、未納となっています。この督促状で指定した支払期限までに納付してください。支払期限までに納付しないときは、法令に基づき、財産調査のうえ滞納処分（差押等）を受ける場合があります。

- ① (審査請求及び取消訴訟)
- この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ② (延滞金) (地方自治法第231条の3・豊島区国民健康保険条例第22条)
- 延滞金の額は、各納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、その基礎となる納付金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に、年14.6%（納期限翌日から3か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算し徴収します。
- ※ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合は、下記の取扱いとなります。
- ◎ 納期限の翌日から3か月を経過するまでの期間「延滞金特例基準割合」に年1%の割合を加算した割合（ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合とします。）
- ◎ その後の期間
「延滞金特例基準割合」に年7.3%の割合を加算した割合
- ※令和8年度6月賦課分より延滞金が発生します。延滞金は国民健康保険料納付後に別途請求いたします。

- ③ 納付方法
- 豊島区役所公金納付窓口
 - 特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合等）
ゆうちょ銀行・郵便局は、東京都、山梨県及び関東各県所在の店舗に限りです。
※ATMでのお取り扱いできません。
 - 区民事務所
 - 取扱のコンビニエンスストア（右記参照）
 - モバイルレジ 「モバイルレジ」アプリによるクレジット納付又はモバイルバンキングによる納付。
 - 取扱の電子マネー（右記参照）

- ③ 注意点
- ⑤のクレジット納付の場合は、別途、決済手数料がかかります。また、⑤⑥のアプリをご利用の際は、別途、パケット通信料がかかります。
 - コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。
 - ④⑤⑥による納付は、1枚あたり30万円以下の納付書に限りです。
 - 支払期限が経過している納付書は使用できない場合があります。
 - 収納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
 - 納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。
 - 納付者控及びレシートは振込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

◎ 保険料の納付は原則口座振替です。口座振替ですと払い忘れがなく、大変便利です。ぜひご利用ください。納付方法や口座振替の申込方法について、詳しくは区ホームページをご覧ください。



- ④ 取扱コンビニエンスストア等及び電子マネー（令和8年4月1日現在）

- 【取扱コンビニエンスストア】
- くらしハウス ●スリーエイト
 - 生活彩家 ●セブンイレブン
 - デイリーヤマザキ
 - ニューヤマザキデイリーストア
 - ファミリーマート
 - ポプラ
 - ミニストップ
 - ヤマザキスペシャルパートナーショップ
 - ヤマザキデイリーストア
 - ローソン
 - MMK設置店
(無人端末及び信用金庫内端末を除く)

- 【電子マネー】
- PayPay ●au PAY
 - 楽天Pay ●d払い
 - J-Coin Pay

(ご注意)
金額を訂正した場合・バーコードの印字がない場合・読めない場合は、コンビニエンスストア等及び電子マネーでは納付できません。

- ① (審査請求及び取消訴訟)
- この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
 - 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ② (延滞金) (地方自治法第231条の3・豊島区国民健康保険条例第22条)
- 延滞金の額は、各納期限の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、その基礎となる納付金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に、年14.6%（納期限翌日から3か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算し徴収します。
- ※ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合は、下記の取扱いとなります。
- ◎ 納期限の翌日から3か月を経過するまでの期間「延滞金特例基準割合」に年1%の割合を加算した割合（ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合とします。）
- ◎ その後の期間
「延滞金特例基準割合」に年7.3%の割合を加算した割合
- ※令和8年度6月賦課分より延滞金が発生します。延滞金は国民健康保険料納付後に別途請求いたします。

- ③ 納付方法
- 豊島区役所公金納付窓口
 - 特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合等）
ゆうちょ銀行・郵便局は、東京都、山梨県及び関東各県所在の店舗に限りです。※ATMでのお取り扱いできません。
 - 区民事務所
 - 取扱のコンビニエンスストア（右記参照）
 - モバイルレジ 「モバイルレジ」アプリによるクレジット納付又はモバイルバンキングによる納付。
 - 取扱の電子マネー（右記参照）
- ③ 注意点
- ⑤のクレジット納付の場合は、別途、決済手数料がかかります。また、⑤⑥のアプリをご利用の際は、別途、パケット通信料がかかります。
 - コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。
 - ④⑤⑥による納付は、1枚あたり30万円以下の納付書に限りです。
 - 支払期限が経過している納付書は使用できない場合があります。
 - 収納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
 - 納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。
 - 納付者控及びレシートは振込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
- ◎ 保険料の納付は原則口座振替です。口座振替ですと払い忘れがなく、大変便利です。ぜひご利用ください。納付方法や口座振替の申込方法について、詳しくは区ホームページをご覧ください。

- ④ 取扱コンビニエンスストア等及び電子マネー（令和8年4月1日現在）
- 【取扱コンビニエンスストア】
- くらしハウス ●スリーエイト ●MMK設置店
(無人端末及び信用金庫内端末を除く)
 - 生活彩家 ●セブンイレブン
 - デイリーヤマザキ
 - ニューヤマザキデイリーストア
 - ファミリーマート
 - ポプラ
 - ミニストップ
 - ヤマザキスペシャルパートナーショップ
 - ヤマザキデイリーストア
 - ローソン
- 【電子マネー】
- PayPay ●au PAY
 - 楽天Pay ●d払い
 - J-Coin Pay
- (ご注意)
金額を訂正した場合・バーコードの印字がない場合・読めない場合は、コンビニエンスストア等及び電子マネーでは納付できません。

問合せ先
豊島区国民健康保険課 TEL:03-3981-1111
窓口受付時間 平日8:30~17:00 第2土曜日9:00~17:00
※上記以外の土曜日・日曜日・祝日は受付していません。また、窓口受付日時は変更となる場合があります。